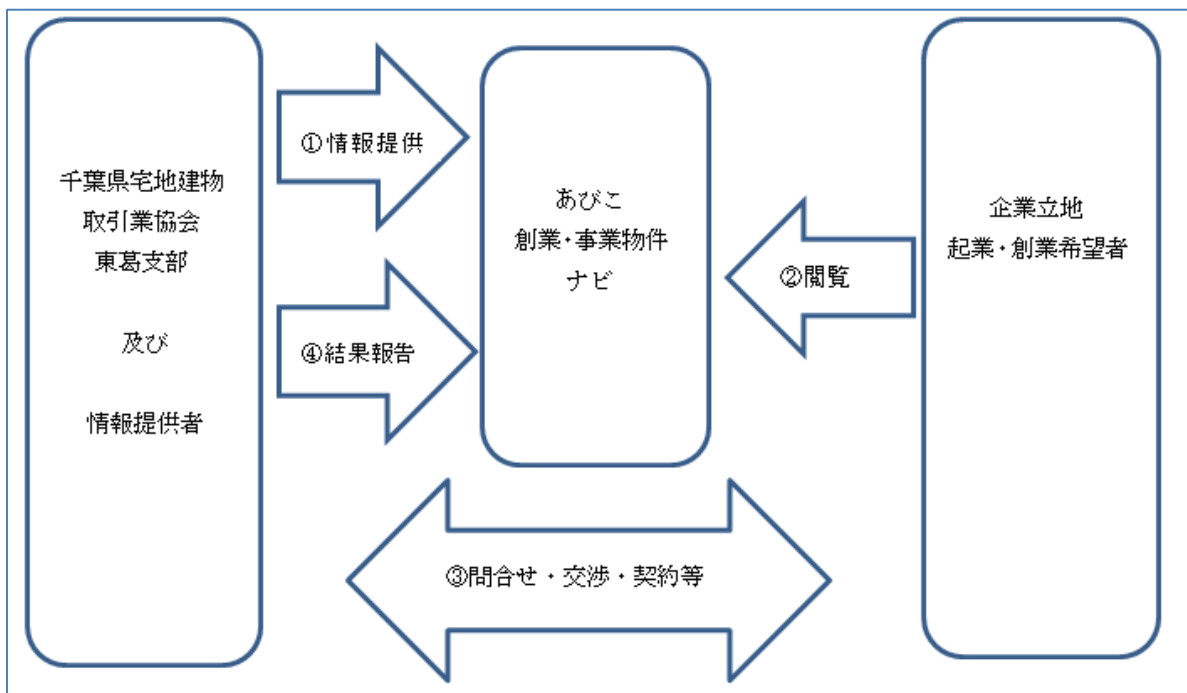


## 「あびこ創業・事業物件ナビ」運用マニュアル

当事業は、千葉県宅地建物取引業協会東葛支部と連携し、協会会員である宅地建物取引業者や情報提供者などから、市内の事業用の土地や空きテナント・空き店舗等の情報の提供を受け、市独自の情報サイト「あびこ創業・事業物件ナビ」で広く発信し、市内に新たに立地する企業や起業・創業を希望する事業者等へ、事業用の物件探しをサポートするものです。

### 【事業イメージ図】



### 【物件情報掲載までの作業フロー】

1. 情報提供者は、様式1「情報掲載申込書」を市に郵送で提出し、情報提供者の登録を行う。(初回のみ)
2. 市は、情報提供者の登録が完了した旨を情報提供者へ連絡する。
3. 情報提供者は、様式2「情報提供用紙」(空きテナント・空き店舗)または様式3「情報提供用紙」(土地)を市に郵送またはメールで提出し、物件情報を提供する。物件の画像データがある場合は併せて提出する。  
(1物件あたり5画像、1MB程度まで)
4. 市は、提供された物件情報を確認の上、サイトに掲載する。
5. 情報提供者はサイト利用者からの問い合わせに対応する。契約が成立した場合は、様式4「契約締結報告書」を市に郵送またはメールで提出する。

#### 【注意事項】

1. 情報は、企業活動に適したものや、商業用物件に限り、住宅用物件は非対象とします。また、一般公開を承認できるものであり、元付物件情報及び元付業者の許可を得た情報のみを提供することとします。
2. 関係法令上、事業用物件としてふさわしくないと判断した場合は、掲載をお断りすることがあります。
3. 情報の掲載期間は、原則として3カ月間とし、以降継続して掲載を望む場合は情報提供者が市へ申し入れるものとします。
4. 物件の交渉・契約等により生じたトラブル等に関しては、当事者間で解決し、市は一切責任を負わないものとします。

#### 【所定の様式】

市のホームページよりダウンロードしてください。

<http://www.city.abiko.chiba.jp/index.cfm/22,141173,254,html>

#### 【お問合せ】

我孫子市環境経済部企業立地推進課

TEL : 04-7185-2214 (直通)

Mail : [sougyou@city.abiko.chiba.jp](mailto:sougyou@city.abiko.chiba.jp)

あびこ創業・事業用物件ナビURL

<http://abiko-tochi-information.jimdo.com/>